

資 料 編

(添付1)

苫前町地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、本町が実施すべき地球温暖化対策の基本目標を示す苫前町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定に必要な調査、研究を行うとともに、実行計画を全庁的な取組みの中で実施することを目的として、苫前町地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進方策に関すること。
- (3) その他実行計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には町長を、副会長には副町長及び教育長を、委員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は組織を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員)

第4条 委員会の下部組織として、実行計画の策定に必要な調査を実施するため、別表2に掲げる各課に1名以上の推進委員を置くものとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

苫前町地球温暖化対策実行計画策定委員会

会 長	町長
副会長	副町長
〃	教育長
委 員	総務財政課長
〃	企画振興課長
〃	税務町民課長
〃	農林水産課長
〃	建設課長
〃	出納室長
〃	管理課長
〃	社会教育課長
〃	議会事務局長
〃	農業委員会事務局長

別表2 (第4条関係)

苫前町地球温暖化対策実行計画策定委員会

推進委員	総務財政課
〃	企画振興課
〃	税務町民課
〃	農林水産課、農業委員会
〃	建設課
〃	出納室
〃	管理課
〃	社会教育課
〃	議会事務局

(添付2)

1. 苫前町における使用量及び二酸化炭素排出量

平成20年度を基準年とした苫前町地球温暖化対策実行計画における平成21年度から平成26年度にて本町事務事業に係る使用量及び二酸化炭素排出量は次のとおりである。

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	1,298,692 KWh	763,631	1,385,443 KWh	599,897	1,461,667 KWh	515,891
重油	148,350 ㍓	402,029	164,410 ㍓	445,551	153,331 ㍓	415,443
灯油	79,301 ㍓	197,459	83,464 ㍓	207,825	95,977 ㍓	238,983
ガソリン	17,615 ㍓	40,867	20,110 ㍓	46,655	20,302 ㍓	47,101
軽油	20,386 ㍓	53,411	19,456 ㍓	50,196	16,580 ㍓	42,776
LPガス	5,574 kg	16,721	4,737 kg	14,212	4,417 kg	13,250
合計		1,474,118		1,364,336		1,273,444

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	1,591,132 KWh	771,699	1,372,432 KWh	944,233	1,555,142 KWh	1,054,386
重油	164,800 ㍓	446,608	174,700 ㍓	473,437	147,000 ㍓	398,370
灯油	83,437 ㍓	207,758	80,587 ㍓	200,662	112,942 ㍓	281,226
ガソリン	24,399 ㍓	56,606	24,843 ㍓	57,637	22,476 ㍓	52,145
軽油	14,580 ㍓	37,616	17,232 ㍓	44,459	13,859 ㍓	35,756
LPガス	4,375 kg	13,125	4,295 kg	12,884	4,198 kg	12,593
合計		1,533,412		1,733,312		1,834,476

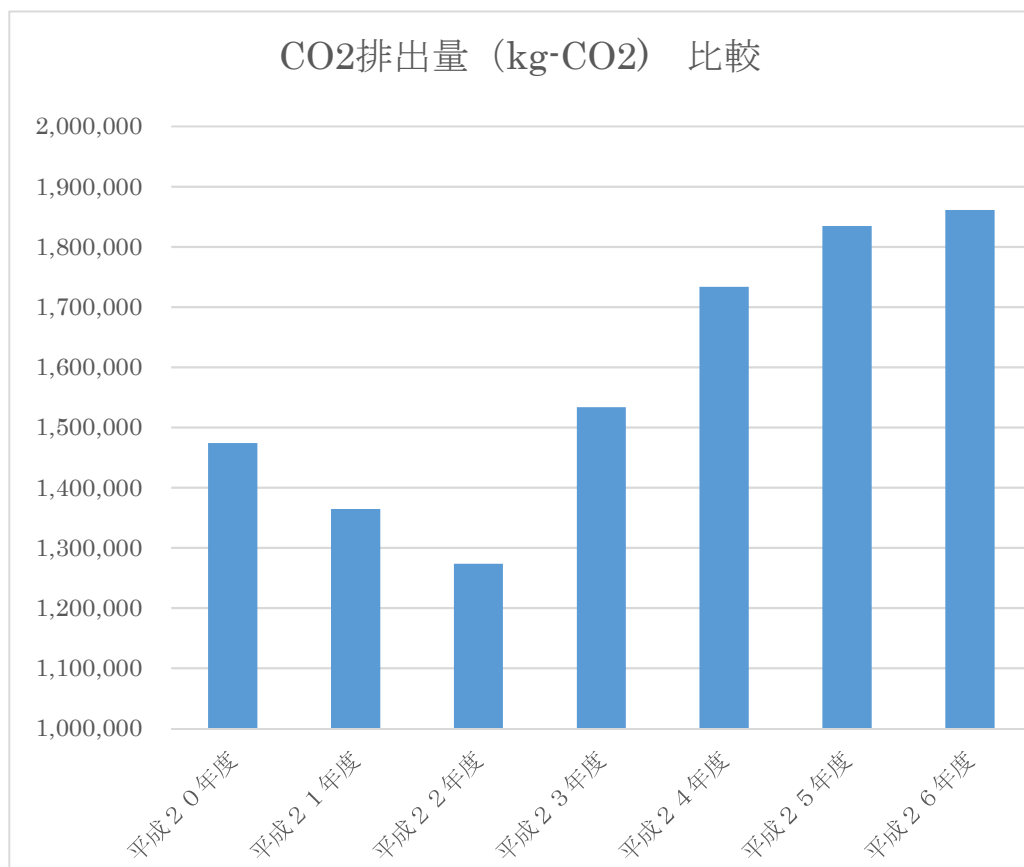
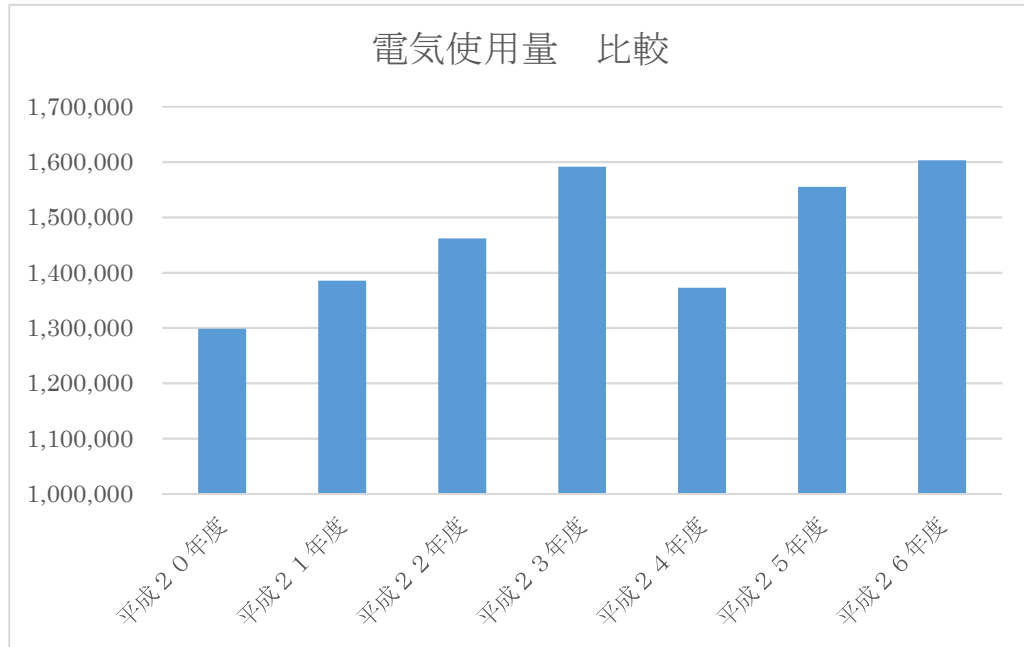
	平成26年度	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	1,602,673 KWh	1,094,626
重油	141,000 ㍓	382,110
灯油	114,745 ㍓	285,714
ガソリン	22,268 ㍓	51,662
軽油	13,227 ㍓	34,125
LPガス	4,232 kg	12,695
合計		1,860,932

二酸化炭素排出量は、基準年度（平成20年度）排出量1,474,118kg-CO₂に対し、目標年度（平成26年度）の排出量は1,860,932kg-CO₂と26.24%の増加となっている。

二酸化炭素排出量の増加要因としては、平成24年度からの泊原子力発電所の停止により、電力供給が火力発電所中心となり、基準年度の北海道電力における1KWhあたりの二酸化炭素排出量が平成26年度において約16%増となっており、電力使用

量においても基準年度と平成26年度の比較でも約23%増加している。

この電力使用に伴う二酸化炭素排出量は全体の58%を占め、二酸化炭素排出量の増加の大きな要因となっている。



2 平成27年度（基準年度）における温室効果ガス排出量算定

(1) 実行計画における事務事業の範囲

実行計画の対象とする事務・事業の範囲は、原則として、地方自治法に定められた行政事務すべてとなり、地方公共団体の事務・事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等が実施するものも含まれる。

なお、指定管理者に施設運営を委託している場合であっても、所有権が地方公共団体にある施設は対象となるが、一部事務組合等の地方公共団体の組合が運営する廃棄物処理や水道、下水道等の事業に関しては、当該組合等が個別に実行計画を策定することとなるため、羽幌町外2町村衛生施設組合での廃棄物処理については対象外となる。

(2) 実行計画の対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項において規定されている次の7種類の物質となりますが、本町における算定対象活動と排出される温室効果ガスの種類は、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンの4種類を想定している。

【法令で定める温室効果ガスの種類】

- ・ 二酸化炭素 (CO₂)
- ・ メタン (CH₄)
- ・ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- ・ パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- ・ 六ふっ化硫黄 (SF₆)
- ・ 三ふっ化窒素 (NF₃) (※平成27年4月1日以降)

【本町の算定対象活動と排出される温室効果ガスの種類】

算定対象活動	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC
燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）	○			
他人から供給された電気の使用	○			
ボイラー・家庭用機器での燃料の使用	(○)	○	○	
自動車の走行	(○)	○	○	
家畜の飼養（消化管内発酵）		○		
家畜の飼養（ふん尿処理）		○	○	
牛の放牧		○	○	
下水・し尿・雑排水処理		○	○	
カーエアコンの使用、廃棄				○

(○)：二酸化炭素排出量は「燃料の使用」項目として算定対象。

(3) 温室効果ガスの総排出量の把握

地方公共団体は実行計画を策定し、毎年一回、温室効果ガス総排出量を含めて、実行計画の実施状況を公表する必要がある。従って、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を実行計画に定めるとともに、毎年の温室効果ガスの総排出量の実績についても継続して把握する必要がある。

温室効果ガスの総排出量を把握するために、各課事務事業における排出量を各課集計データに基づき集計し、温室効果ガス排出量を算定することとする。

温室効果ガス総排出量は、ガス排出量に法施行令第4条に定められる各ガスの地球温暖化係数を乗じ、これを合算することにより求め、各ガスの排出量は、施行令第3条第1項の各号に基づき、温室効果ガスを排出させる活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより求めることとする。

活動の区分ごとの排出量の算定方法は、原則として、総排出量算定期間における当該活動の量（活動量）に、排出係数を乗じることとする。

各課事務事業における対象調査項目は次のとおりである。

【 調 査 項 目 】		単位	総務財政課	企画振興課	建設課	農林水産課	保健福祉課	税務町民課	教育委員会 管理課	教育委員会 社会教育課	対象となる 温室効果ガス	
燃料の 燃焼	ガソリン(公用車)	L	○	○	○	○	○	○	○	○	CO ₂	
	ガソリン(公用車以外)	L		○					○	○	CO ₂	
	灯油	L		○	○	○	○		○	○	CO ₂	
	軽油(公用車)	L		○	○		○		○	○	CO ₂	
	軽油(公用車以外)	L				○			○	○	CO ₂	
	A重油	L	○						○	○	CO ₂	
	液化天然ガス(LPG) kg換算(1m ³ 当2.18kg)	kg	○				○		○	○	CO ₂	
他人から供給された電気の使用	北海道電力(株)等 電力供給事業者	kWh	○	○	○	○	○		○	○	CO ₂	
ボイラーにおける 燃料の使用	木質ペレット	kg							○		CH ₄ ・N ₂ O	
自動車の 走行	ガソリン・LPG	乗用車	km	○	○	○	○	○	○	○	CH ₄ ・N ₂ O	
	ガソリン	バス	km									CH ₄ ・N ₂ O
		軽乗用車	km	○			○	○	○			CH ₄ ・N ₂ O
		普通貨物車	km									CH ₄ ・N ₂ O
		小型貨物車	km									CH ₄ ・N ₂ O
		軽貨物車	km									CH ₄ ・N ₂ O
	特種用途車	km									CH ₄ ・N ₂ O	
	ディーゼル	乗用車	km			○						CH ₄ ・N ₂ O
		バス	km		○			○		○		CH ₄ ・N ₂ O
		普通貨物車	km								○	CH ₄ ・N ₂ O
小型貨物車		km							○		CH ₄ ・N ₂ O	
特種用途車		km			○						CH ₄ ・N ₂ O	
家畜の飼養 (消化管内発酵)	牛(年間平均実飼育頭数)	頭				○					CH ₄	
家畜のふん尿処理等	牛(年間平均実飼育頭数)	頭				○					CH ₄ ・N ₂ O	
放牧地における牛のふん尿	放牧地における牛のふん尿	頭				○					CH ₄ ・N ₂ O	
下水又はし尿の処理	終末処理場	m ³			○						CH ₄ ・N ₂ O	
	し尿処理施設	m ³					○				CH ₄ ・N ₂ O	
浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理	浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理	人		○	○				○	○	N ₂ O	
自動車用エアコンディショナー	使用時	台	○	○	○	○	○	○	○	○	HFC	

(4) 平成27年度(基準年度)における各課別温室効果ガス排出量

	平成27年度				平成20年度	平成26年度
	CO2 排出量 (kg-CO2)	CH4 排出量 (kg-CH4)	N2O 排出量 (kg-N2O)	HFC 排出量 (kg-HFC)	CO2 排出量 (kg-CO2)	CO2 排出量 (kg-CO2)
総務財政課	307,298	1	2	0	214,216	289,172
企画振興課	1,645,360	758	32	0	58,864	58,626
税務町民課	1,538	0	0	0	30,803	13,938
保健福祉課	59,029	77	3	0		
農林水産課	35,934	24,465	284	0	28,266	33,973
建設課	405,903	82	16	0	275,691	404,921
管理課	722,110	196	7	0	528,720	655,104
社会教育課	394,383	239	10	0	337,560	405,198
合計	3,571,555	25,817	355	0	1,474,118	1,860,932

上記算定における二酸化炭素(CO2)排出量の比較において、管理課及び企画振興課、保健福祉課における排出量が大きく伸びている理由は、平成27年度において指定管理者施設の算定を新たに加えたことによるものであります。

(指定管理者施設一覧)

管理課～若者交流センターA棟・B棟

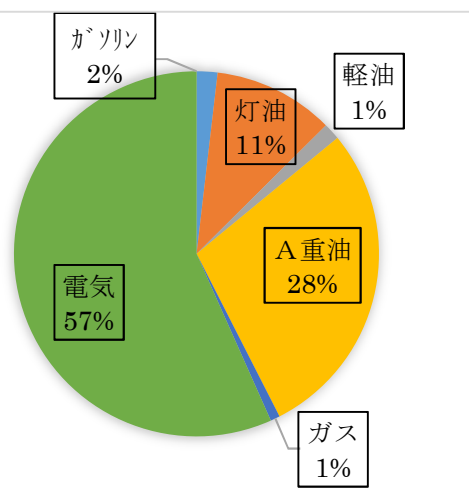
企画振興課～苫前町新日本海地域交流センター(とままえ温泉ふわっと)、ななかまどの館

保健福祉課～生きがいデイサービスセンター

(5) 平成27年度(基準年度)における温室効果ガス要因別排出量

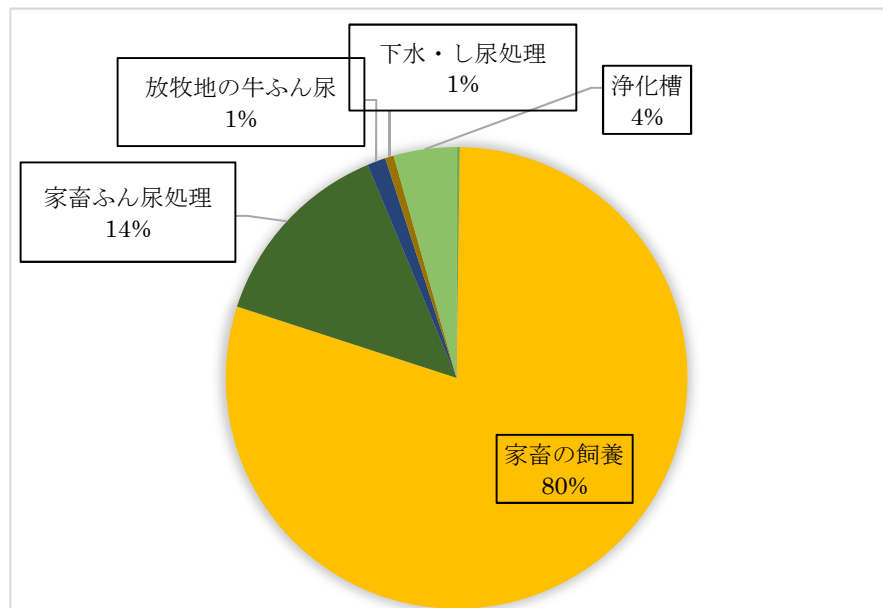
○ 二酸化炭素(CO2)排出量要因別構成比

全体	平成27年度	
	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)
ガソリン(公用車)	26,735 リットル	62,025
ガソリン(公用車以外)	1,847 リットル	4,285
灯油	153,470 リットル	382,141
軽油(公用車)	15,150 リットル	39,086
軽油(公用車以外)	5,664 リットル	14,613
A重油	374,500 リットル	1,014,895
液化石油ガス(LPG公用車以外)	10,137 kg	30,412
電気(北海道電力)	2,963,541 kWh	2,024,099
合計		3,571,555



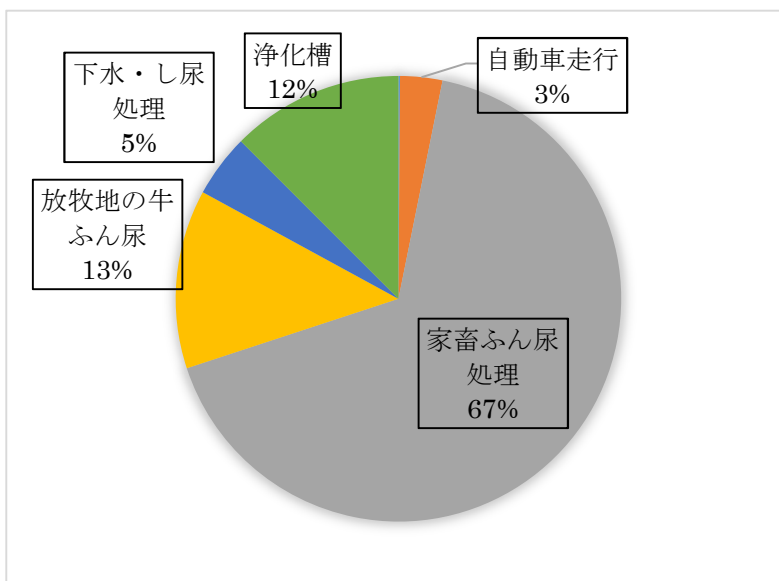
○メタン（CH₄）排出量要因別構成比

全体	使用量	CH ₄ 排出量 (kg-CH ₄)
ボイラー燃料(木質ペレット)	49,000 kg	54
自動車走行(ガソリン:乗用車)	231,449 km	2
自動車走行(ガソリン:バス)	0 km	0
自動車走行(ガソリン:軽自)	54,916 km	1
自動車走行(ガソリン:普通貨物)	1,952 km	0
自動車走行(ガソリン:軽貨物)	24,721 km	0
自動車走行(ディーゼル:バス)	58,687 km	1
自動車走行(ディーゼル:普通貨物)	12,978 km	0
自動車走行(ディーゼル:特殊車)	918 km	0
家畜の飼養(消化管内発酵)	251 頭	20,598
家畜ふん尿処理等(牛)	147 頭	3,533
放牧地における牛のふん尿	256 頭	333
下水又はし尿の処理(終末処理場)	89,132 m ³	78
下水又はし尿の処理(し尿処理施設)	2,013 m ³	76
浄化槽し尿及び雑排水処理	1,932 人槽	1,140
合計		25,817



○一酸化二窒素（N₂O）要因別構成比

全体	使用量	N ₂ O 排出量 (kg-N ₂ O)
ボイラー燃料(木質ペレット)	49,000 kg	0
自動車走行(ガソリン:乗用車)	231,449 km	7
自動車走行(ガソリン:バス)	15,000 km	1
自動車走行(ガソリン:軽自)	54,916 km	1
自動車走行(ガソリン:普通貨物)	1,952 km	0
自動車走行(ガソリン:軽貨物)	24,721 km	1
自動車走行(ディーゼル:バス)	58,687 km	1
自動車走行(ディーゼル:普通貨物)	12,978 km	0
自動車走行(ディーゼル:特殊車)	918 km	0
家畜ふん尿処理等(牛)	147 頭	237
放牧地における牛のふん尿	256 頭	46
下水又はし尿の処理(終末処理場)	89,131 m ³	14
下水又はし尿の処理(し尿処理施設)	2,013 m ³	2
浄化槽し尿及び雑排水処理	1,932 人槽	44
合計		355



○ハイドロフルオロカーボン（HFC）要因別構成比

全体	使用量	HFC 排出量 (kg-HFC)
自動車エアコン(使用時)	36 台	0
合計		0